

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令等の概要
(ペルー産ケント種のマンゴウの生果実の輸入解禁)

1. 改正の趣旨

- (1) ペルーには、我が国未発生で、国内に侵入した場合深刻な被害を及ぼすおそれのある害虫のチチュウカイミバエが発生しているため、我が国は、当該害虫の侵入を防止するため、植物防疫法（昭和25年法律第151号）第7条第1項第1号並びに植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）第9条第1号及び別表2の規定に基づき、ペルーからのチチュウカイミバエの寄生対象となる植物の輸入を禁止している。
- (2) 平成11年9月、ペルー側は、チチュウカイミバエの寄主植物であるマンゴウの生果実の輸入解禁を我が国に要請し、平成20年3月までに温湯処理による殺虫技術を確立し、ケント種のマンゴウの生果実に係る殺虫試験データを提出してきた。
- (3) この試験内容を我が国において検討したところ、ペルー側が開発した温湯処理によりチチュウカイミバエを完全に殺虫できると判断した。
- (4) このことから、当該温湯処理等を実施することを条件に輸入を解禁しても、チチュウカイミバエが我が国に侵入するおそれはないと判断したことから、規則の一部改正を行う。

2. 植物防疫法施行規則等の一部改正の概要

- (1) 規則別表2において、輸入禁止地域及び輸入禁止植物を定めているが、その付表は、別表2に掲げたものの例外を規定している。今回、ペルーから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるケント種のマンゴウの生果実であって農林水産大臣が定める基準に適合しているものを付表に追加する。
- (2) (1)の改正に伴い、農林水産大臣が定める基準を制定する。

(輸入解禁の主な条件)

- ① 47℃の温湯により生果実の中心温度が46℃となるまで消毒がなされたものであること。
- ② 再汚染防止措置が講じられるとともに、所定の輸出検査が実施されたものであること。
- ③ これらの検査及び消毒が的確に実施されていることが植物防疫官により確認されていること。